

平成31年度（2019年度）  
大学教育再生戦略推進費  
「大学の世界展開力強化事業」公募要領  
～日-EU戦略的高等教育連携支援～

INTER-UNIVERSITY EXCHANGE PROJECT  
APPLICATION GUIDELINES FOR FY2019  
EU-Japan Joint Master Program

平成31年（2019年）2月  
文部科学省



**MEXT** MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

## 目 次

1. 大学の世界展開力強化事業（以下「本プログラム」という。）の背景・目的.....1	(1) 実施体制..... 7
2. プログラムについて.....2	(2) 評価等..... 8
(1) 申請対象.....2	(3) 成果の発信・普及..... 8
(2) 選定件数.....3	(4) その他..... 8
(3) 補助期間.....3	7. 申請書等の提出方法..... 9
(4) プログラムの規模.....3	(1) 提出方法..... 9
3. 申請資格・要件等.....4	(2) 留意事項..... 9
(1) 申請者等.....4	8. 補助金の交付等..... 9
(2) 申請可能件数.....4	(1) 補助金の交付..... 9
(3) 申請資格.....4	(2) 補助金の執行に関する留意事項... 9
(4) 申請要件.....5	(3) 補助金における不正等への対応 . 10
4. 申請書の作成.....6	9. その他..... 10
(1) 申請書等.....6	(1) 学生等の安全確保..... 10
(2) 指標の設定.....6	(2) プログラム情報の公表等.....11
(3) 資金計画.....6	(3) その他.....11
(4) その他.....7	10. 問合せ先等.....11
5. 選定方法等.....7	(1) 問合せ先.....11
(1) 審査手順.....7	(2) スケジュール.....11
(2) 委員会による意見.....7	(別添1：申請制限対象プログラム) . 12
6. プログラムの実施と評価等.....7	(別添2：経費の使途可能範囲) ..... 13

# 平成 31 年度（2019 年度）大学教育再生戦略推進費<sup>1</sup>

## 「大学の世界展開力強化事業」公募要領 ～日-EU戦略的高等教育連携支援～

### INTER-UNIVERSITY EXCHANGE PROJECT EU-Japan Joint Master Program

#### 1. 大学の世界展開力強化事業（以下「本プログラム」という。）の背景・目的

現在我が国は、課題先進国として、少子高齢化や環境問題、経済状況の停滞等、世界の国々が今後直面する課題にいち早く対応していく必要に迫られています。成熟社会を迎える中で、直面する課題を解決することができるのは「知識」と、それを集約し、組み合わせて生み出す新たな価値となる「新しい知」です。

「新しい知」の創造のためには、様々な取組を推進することが必要ですが、国際的な人的交流を通じ、グローバルな視点から課題解決に取り組むことのできる人材を育成することは重要な取組の一つです。

特に、世界的に優秀な学生の獲得を見据えた質の高い教育が展開されつつある中、我が国においても日本人学生・外国人学生の垣根を超えた協働教育の実施をはじめとする高等教育の国際化支援、海外大学との単位相互認定の拡大、日本人学生の海外経験を増やすための取組強化が重要です。

欧州地域においては、1999年以降のボローニャプロセスにおいて、学生が質の高い教育課程を選択できるようになるとともに、学位が国境を超えて共通基準で評価されるようになること等を目的とした欧州高等教育圏が構築されています。ここで構築された単位互換システムや質保証基準は、国境を越えた高等教育システムとして、欧州以外の地域へも影響を与えています。

日本とEUについては、2018年7月に署名されたEPA（経済連携協定）、SPA（戦略的パートナーシップ協定）を受け、今後も様々な分野で関係強化が進むことが期待されています。

特に人的交流は、日EU SPAにも位置付けられている重要な取組であり、同月の日-EU教育・文化・スポーツ政策対話において、SPA時代を見据えた将来世代の人的交流の重要性を確認するとともに、新たな修士課程の共同学位プログラム構築を行う日-EUの大学を支援する共同公募事業を開始することが合意されたところです。

また、第25回日-EU定期首脳協議の共同声明においても、教育・文化・スポーツ政策対話の実施を歓迎し、日-EU共同学生交流プログラムの立ち上げが将来世代の教育交流を強化することが確認されました。

このような背景から、平成31年度（2019年度）予算においては、国公私立大学を対象に、「日-EU戦略的高等教育連携支援」として、両国の架け橋となる人材の育成を実施する、ジョイント・ディグリーやダブル・ディグリーといった修士課程の共同学位プログラムを構築する取組に対して、文部科学省と欧州委員会が共同で重点的に支援を行います。

<sup>1</sup>「大学教育再生戦略推進費」（以下「再推進費」という。）とは、中央教育審議会等における大学教育改革に関する提言のうち、①世界に誇れるトップレベルの教育研究活動を実践する大学の機能を飛躍的に高め、世界に発信していくことで、我が国の高等教育・学術研究のプレゼンス向上を図る事業、②大学における革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する取組や、迅速に実現すべきシステム改革を支援・普及することで、大学教育の充実と質の向上を図る事業を重点的に支援する補助金の総称。

## 2. プログラムについて

本プログラムは、文部科学省と欧州委員会が、日本側は大学の世界展開力強化事業、EU側はエラスムスプラスプログラム（うち、エラスムス・ムンドゥス・ジョイント・マスターディグリー（EMJMD））の枠組みの中で、共同公募を行うものです。

### （1）申請対象

以下の取組を実施するプログラムを対象とします。

#### 【国際共同修士課程プログラム】

日本の最低1つの大学と、異なる3つのエラスムスプラスプログラム申請可能国の最低3つの大学がコンソーシアムを構成し、高度に統合された国際共同修士課程プログラム（ジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリー等）を構築し、実施する事業を対象とします。

当該事業は、大学、教員間の国際的な連携のもとで、学生の海外留学及び受入を通じ、実施することとします。

また、本プログラムへの申請対象となる事業の計画（以下「事業計画」という。）は、以下の内容を踏まえたものとします。

- 各大学の中長期的なビジョンのもと、日本とEU等の大学間において、日本人学生の海外留学及び外国人学生の受入の双方向の交流を促進する、例えば以下のような単位の共同又は相互認定や成績管理等の質の保証を伴った交流プログラムであること。
  - － 高等教育制度の相違を超えた、質保証の共通フレームワークの形成
  - － 単位の共同又は相互認定、共通の成績管理の実施
  - － 学修成果や教育内容の可視化
- 将来の日欧関係を見据え、両国間の連携強化に資する観点から、社会的・文化的・経済的認識に根ざした、両国との間の架け橋となる人材やリーダーの育成を実施する先導的で質の高い教育連携プログラムであること。
- 必要に応じて地域の企業・経済団体、自治体等とプログラム構築等において連携・協力し、学生の派遣・受入に当たってはインターンシップ機会を提供するなど、将来グローバルに活躍できる人材育成に資する教育交流プログラムであること。

**申請に当たっては、上記の内容のほか、次に掲げる各事項に留意して交流プログラム（事業計画の中で大学等が実施しようとする具体的な交流活動）を計画することが求められます。**

- 透明性、客観性の高い厳格な成績管理（コースワークを重視したカリキュラムの構成、GPAの導入や教員間の相互チェックなど）、学生が履修可能な上限単位数の設定、明確なシラバスの活用等による学修課程と出口管理の厳格化に努め、単位の実質化を重視していること。
- 事業を実施するに当たり、単位の付与・相互認定や成績管理、学位授与に至るプロセスが明確になっていること。
- ダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリーの設計に当たっては、中央教育審議会大学分科会大学のグローバル化に関するワーキンググループ「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」（平成26年11月）を踏まえたものとなっていること。
- 事業の実施に伴う外国人学生の受入及び日本人学生の派遣の拡大に備え、大学における環境整備を図ること。
- 海外に渡航・滞在する日本人学生の安全に、十分配慮された計画となっていること。

- 中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」（平成22年6月）が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目について、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報の発信が行われていること。
- 事業の達成目標について、一般国民に分かりやすい形で具体的な目標を設定していること。
- 目標の設定に当たっては、事業計画において養成しようとするグローバル人材像を明確に設定するとともに、それを踏まえて、アウトプット及びアウトカムに関する具体的な達成目標を設定していること。
- 事業計画の策定に当たり、その妥当性・実現性が高いものとなっていること。
- 補助期間終了後も継続的かつ発展的に質の保証を伴った事業が実施されるものとなっていること。
- 資金計画が、経費や規模の面で合理的なものであること。

(2) 選定件数

3~4件程度。ただし、申請の状況等により予算の範囲内で調整することがあります。

(3) 補助期間

最大5年間。ただし、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではありません。

なお、EU側の補助事業期間は最大6年間（ただし、初年度を準備期間とした場合に限る。）であるため、事業に参加する日本の大学は補助事業期間後の2024年4月以降の資金については、大学において確保する必要があります。

(4) プログラムの規模

補助金基準額： 年間 3千8百万円

補助事業上限額： 設定しません。

- ① 本プログラムは、日本側が大学の世界展力強化事業を通じ、EU側がエラスムスプラスプログラムを通じ、採択大学を支援するものであり、上記の事業規模は日本側に関するものです。
- ② プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ③ プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ④ プログラムの総事業費が補助金基準額を超える場合、補助金基準額との差額は自己負担となります。
- ⑤ 次年度以降の補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。
- ⑥ 補助期間中に事業実施体制を整備し、補助期間終了後は自立的に事業を継続できる計画を策定してください。このため、補助期間終了後も継続的な事業の実施を実現するために、補助期間中の自己資金比率をどのように高めていくのか等を明確にしてください。
- ⑦ 補助期間終了後は自立的に事業を継続することを前提としており、事業を継続的に実施していくため、本プログラムの予算額については、少なくとも毎年度10%逡減させることを予定しています。また、各年度の補助金額は、補助金の当該年度の全体予算額

を踏まえ、事業の内容等を総合的に勘案して毎年度決定します。

### 3. 申請資格・要件等

#### (1) 申請者等

##### ① 対象機関

我が国の国公立大学<sup>2</sup>を対象とし、修士の学位を授与できる機関とします。

##### ② 事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長とし、プログラムへの申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。なお、国内の大学が複数連携して実施する取組の場合には、主となる1つの大学が代表して申請することとします。

##### ③ 申請単位

申請は、大学を単位とします。それ以外の単位（学部、学科、研究科、専攻、専攻課程、専攻科、別科）で申請することはできません。

##### ④ 事業責任者

プログラムの実現に中心的役割を果たすとともに、責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

#### (2) 申請可能件数

1大学が申請できる件数に上限はありません。

(なお、国内の大学等が複数連携して実施する取組の場合には、代表して申請する大学のみを申請件数として数えます。)

#### (3) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学（大学院を含む。以下本項において同じ。）は、プログラムに申請できません（連携してプログラムを行う大学も同様です。）。

##### (組織運営関係)

i) 学生募集停止中の大学

ii) 学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学

iii) 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の平成30年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学

区分※	学士課程全体
収容定員充足率	70%

※専門職学位課程及び博士後期課程は対象外

iv) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学

v) 再推費におけるプログラムのうち平成30年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添1のとおり。）

vi) 再推費におけるプログラムのうち平成30年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添1のとおり。）

<sup>2</sup> 学校教育法第2条第2項に規定する国立大学、公立大学及び私立学校（学校法人が設置する大学に限る）

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査において、「警告」(平成29年度まで)または「指摘事項(法令違反)」(平成30年度から)が付されている大学
- viii) 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校<sup>3</sup>の設置等に係る認可の基準(平成15年文部科学省告示第45号)第2条第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者が設置する大学
- ix) 次の表に掲げる平成28年度から平成31年度の平均入学定員超過率及び平成31年度の入学定員超過率の基準を満たしていない学部を設置している大学

区分	大学			
大学規模 (収容定員)	4,000人以上			4,000人未満
学部規模 (入学定員)	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満	
平成28年度 ～平成31年度 平均入学定員 超過率	1.15倍未満	1.20倍未満	1.25倍未満	1.25倍未満
平成31年度 入学定員 超過率	1.05倍未満	1.10倍未満	1.15倍未満	1.15倍未満

(4) 申請要件

プログラムへの申請を希望する大学及び連携して事業を行う機関となる大学は、以下に掲げる内容を、全学(i～viについては大学院、専攻科、別科、研究所、センター等を除く)において申請時に達成しているか、中間評価実施年度末(2022年3月)までに確実に達成することが申請の要件となります。

なお、プログラムに選定され、補助金の交付が決定された場合においても、学校教育法等の法令に違反した場合は、交付決定の全部若しくは一部の取り消し又は変更の対象となることから、申請時においても遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認してください。

(教育改革関係)

- i) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが各研究科等のカリキュラム編成等に反映されるとともに、それらに基づき教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。
- ii) 全授業科目において授業計画(シラバス)が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。
- iii) CAP制<sup>3</sup>の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること(CAP制を採用している場合は、その上限が適切に設定されていること。)
- iv) 教育を担当する全教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのファカルティ・ディベロップメント(FD)が実施されていること(各年度中に教育を担当する全専任教員の4分の3以上が参加していること。)

<sup>3</sup> 単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度。

- v) 成績評価において、GPA制度<sup>4</sup>などの客観的な指標を設け、個別の学修指導などに活用していること。
- vi) 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日等や募集人員の適切な設定（推薦入試における募集人員の割合の設定、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区分ごとの募集人員等の明記等）を遵守していること。

（設置関係）

- vii) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「是正意見」（平成29年度まで）または「指摘事項（是正）」（平成30年度から）が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

（プログラム関係）

- viii) 安全保障貿易管理に関する内部規定が定められていること（なお、内部規定の必要ない特別な理由がある場合はその限りではない。）。

#### 4. 申請書の作成

##### （1）申請書等

「平成31年度（2019）大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業」申請書等の作成・提出について」に基づき、本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成してください。

##### （2）指標の設定

具体的な事業計画の策定に当たっては、現状分析に基づく定量的な数値目標や実施・達成時期を必ず設定してください。その際、以下に記載する指標を必須指標として設定してください。（なお、プログラムでは各コンソーシアム当たり毎年最大16名（日本人学生8名、外国人学生8名）に対し、奨学金の支給を開始することを可能とする予定です。（奨学金の支給期間は最大2年程度））

- ・本事業における日-EU ジョイント・ディグリーとダブル・ディグリーといった共同学位プログラムの内容と構築数
- ・質の保証をともなった日本人学生の派遣者数
- ・質の保証をともなった外国人学生の受入者数

上記に加え、事業のアウトカムを把握するため、プログラム参加学生の進路状況等について、毎年度のフォローアップ活動や中間評価及び事後評価実施時に報告してください。

その他、計画に基づき必要な任意指標を適宜設定してください。

##### （3）資金計画

- ① 再掲となりますが、プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。経費の妥当性や不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに

---

<sup>4</sup> Grade Point Average。授業科目ごとの成績をグレード・ポイント（GP）で評価し、その平均を算出して評価を行う制度。

過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。

- ② 補助期間中に事業実施体制を整備し、補助期間終了後は自立的に事業を継続できる計画を策定してください。このため、補助期間終了後も継続的な事業の実施を実現するために、補助期間中の自己資金比率をどのように高めていくのか等を明確にしてください。
- ③ 補助期間終了後は自立的に事業を継続することを前提としており、事業を継続的に実施していくため、本プログラムにおける補助金の配分額については、少なくとも毎年度10%逡減させることを予定しています。また、各年度の補助金額は、補助金の当該年度の全体予算額を踏まえ、事業の内容等を総合的に勘案して毎年度決定します。
- ④ 選定されたプログラムが、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本プログラムの取組として経費措置を受けることができなくなります。他の経費措置を受けている取組との異同を十分整理した上で資金計画を策定してください。

#### (4) その他

その他、申請書の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、プログラムにおける取組を、養成する人材像等に基づくアウトプット及びアウトカムに関する指標を設定しながら、具体的かつ明確に記載してください。また、プログラムによる取組のみならず、大学独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、徹底した大学教育の改革と質的転換を図るための総合的かつ長期的な計画を策定してください。

### 5. 選定方法等

#### (1) 審査手順

プログラムの選定のための審査は、独立行政法人日本学術振興会の「大学の世界展開力強化事業プログラム委員会（以下「委員会」という。）」と教育・視聴覚・文化執行機関<sup>5</sup>が共同で行います。

委員会の下におかれる部会がEU側と共同で書面審査等を行った後、その結果を踏まえ、文部科学省、欧州委員会等で構成する評価委員会で採択候補を合意します。この合意について、委員会の確認を経た後、文部科学省では事業を実施するコンソーシアムを決定します。選定結果の通知は7月～8月頃に行う予定です。

具体的な審査方法等については、「平成31年度（2019年度）大学の世界展開力強化事業審査要項」を参照してください。

#### (2) 委員会による意見

選定に当たっては、審議内容を踏まえ、留意事項として事業の改善のための取組を求めらるか、又は参考意見を付すことがあります。

### 6. プログラムの実施と評価等

#### (1) 実施体制

- ① プログラムは全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長はプログラム全体に責任を

<sup>5</sup> 欧州委員会の執行機関

持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めるものとします。

- ② プログラムの実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため外部評価の仕組みを構築するなど、適切な体制を整備してください。

(プラットフォーム構築)

- ③ 日本側においては、選定された各大学の成果普及に加え、プログラム全体の成果を戦略的に発信するため、選定された大学の中から「プラットフォーム構築大学」を決めます。

また、プラットフォーム構築大学は選定大学、産業界、文部科学省を中心とした共同学位プログラム検討協議会を構築し、国境を越えた共同学位プログラム構築・実施に係る成果及び課題を産学官が密接に連携しながら協議するとともに、更なる推進策や制度上の改善について検討を行うこととします。

上記にかかる経費は文部科学省から予算の範囲内で別途措置します。

## (2) 評価等

- ① プログラムについては、委員会による毎年度（中間評価実施年度は除く。）のフォローアップ活動と中間評価、事後評価を実施する予定です。
- ② 中間評価は補助期間開始から3年目の2021年度に、事後評価は日本側の補助期間終了後の2024年度に、それぞれ実施する予定です。
- ③ フォローアップ活動及び中間評価の結果は、その翌年度の補助金の配分に勘案されることがあります。また、事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、プログラムの中止も含めた計画の見直しを求めることがあります。
- ④ フォローアップ活動及び中間評価においては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。5.(2)に掲げた選定審査時の留意事項又は参考意見と合わせ、これらへの対応状況もフォローアップ活動、中間評価、事後評価の対象となります。
- ⑤ 中間評価及び事後評価の最新の結果は、評価年度の翌年度以降に公募する再推費の新たなプログラムの申請資格や選定審査に影響することがあります。

## (3) 成果の発信・普及

プログラムによる成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、一般国民を対象とした成果発表会等において発表してください。プログラムの中段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。

また、成果の発信・普及にあたっては、プラットフォーム構築大学が中心となり、選定された大学間で協力・連携してください。

## (4) その他

- ① 選定された大学は、事業の実施状況について独自の評価を行うに当たり、評価指標の適切性や達成状況などの事業の進捗状況を把握するため、外部評価の仕組みを構築するなど、補助期間中及び補助期間終了後の体制を整備していただきます。
- ② 選定された大学は、外国人学生の受入に当たり、当該学生との関係を留学後も適切に継続していくことが重要であることから、各大学において卒業（又は修了）後の動向を適切に把握することとします。なお、必要に応じて、文部科学省から各大学に対して情報提供を求めることがあります。

## 7. 申請書等の提出方法

### (1) 提出方法

日本側申請代表大学は、EU側申請代表大学が教育・視聴覚・文化執行機関に提出した申請書等と同じものに、日本側のみ独自に求められる様式を追加して、平成31年(2019年)3月28日(木)午前9時30分から29日(金)及び4月1日(月)午後7時までに、独立行政法人日本学術振興会に指定された方法で提出してください。

提出書類と手続きの詳細は、「平成31年度(2019年度)大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業」申請書等の作成・提出について」を御覧ください。

### (2) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認めません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学について、一定期間、再推費のプログラムへの参画を制限します。
- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管してください。
- ④ 選定されたプログラムについては、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
- ⑤ プログラムの計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守されます。詳しくは文部科学省「個人情報保護」WEBサイト ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/koukai/kojin.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm)) を参照してください。

## 8. 補助金の交付等

### (1) 補助金の交付

- ① 選定されたプログラムにおいて、日本側の大学に係る経費については、補助金の充当が適当と考えられる事項に対して、国際化拠点整備事業費補助金(大学の世界展開力強化事業)により、文部科学省から経費措置を行います。プログラムにおいて使用できる経費の種類は、原則として別添2に示すものとします。

なお、本事業の選定大学には、別途、独立行政法人日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度による奨学金が重点政策枠により措置される予定です。(対象人数については選定後に必要数を調査の上、お知らせする予定です)。資格要件については一般枠と同様です。

- ② 毎年度、「国際化拠点整備事業費補助金交付要綱」(平成21年4月1日文部科学大臣決定)(以下、「交付要綱」という。)に基づき、プログラムの進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された書類において、プログラム実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

### (2) 補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業責任者及び経理等を行う大学の事務局は、以下の

ことに留意してください。

① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国の予算であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。

また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、プログラムの経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間（最大5年間）の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間保存することに注意してください）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

③ その他

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

(3) 補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、交付要綱及び「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」（平成26年4月1日高等教育局長決定）に基づき、以下の措置を講じることとします。

① 大学に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、また、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則として公表することとします。

④ 新たに公募するプログラム選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募するプログラムを選定する際に参考として活用することとします。

9. その他

(1) 学生等の安全確保

プログラム選定後、学生等が海外で活動する場合は、安全確保に十分配慮してください。特に、学生が海外に渡航・滞在する場合は、昨今の海外情勢を踏まえ、プログラム申請時から外務省海外安全ホームページ等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。

## (2) プログラム情報の公表等

選定された事業計画については、計画調書を公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等に際し、選定された大学に対して協力を求めることを予定しています。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。また、選定大学間の連携体制を構築するための連絡会を設置する予定です。

選定された大学は、補助期間終了後も、5年間、計画調書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学のウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、国内大学のグローバル化を先導する大学として情報発信に取り組み、高等教育の国際化の推進、日本人学生の海外留学、外国人学生の受入の促進など積極的に取り組んでいただくこととします。

## (3) その他

プログラムの公募は、平成31年度（2019年度）予算の成立を前提としているため、成立しなければ失効することとなります。

## 10. 問合せ先等

### (1) 問合せ先

#### 【公募要領その他の問合せ先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室調整係  
(大学の世界展開力強化事業担当)

電話：03-5253-4111 (内線3352)

FAX：03-6734-3385

ウェブサイト：

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kaikaku/sekaitenkai/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/sekaitenkai/index.htm)

#### 【計画調書及び審査に関する問合せ先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1 麹町ビジネスセンター6階

独立行政法人日本学術振興会人材育成事業部大学連携課  
大学の世界展開力強化事業プログラム委員会事務局

電話：03-3263-1740

FAX：03-3237-8015

ウェブサイト：<http://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/index.html>

(上記サイトから、提出調書の様式のダウンロードが可能です。)

### (2) スケジュール

公募説明会	平成31年(2019年)2月12日(火)
公募締切	平成31年(2019年)4月1日(月)午後7時
選定結果通知	2019年7月～8月頃
交付内定	2019年9月頃(事業開始)

(別添 1 : 申請制限対象プログラム)

- 平成 30 年度 (2018 年度) に実施した事後評価の結果により、平成 31 年度に公募するプログラムに申請できない条件の対象となるプログラム

選定年度	プログラム名称
平成 24 年度	博士課程教育リーディングプログラム
平成 25 年度	大学の世界展開力強化事業 ～海外との戦略的高等教育連携支援～ (AIMS) との連携

- 平成 30 年度 (2018 年度) に実施した中間評価の結果により、平成 31 年度に公募するプログラムに申請できない条件の対象となるプログラム

選定年度	プログラム名称
平成 28 年度	大学の世界展開力強化事業 (アジア諸国等との大学間交流の枠組み強化)
平成 28 年度	成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成 (enPiT)
平成 28 年度	課題解決型高度医療人材育成プログラム (放射線災害を含む放射線健康リスクに関する領域)
平成 28 年度	課題解決型高度医療人材養成プログラム (慢性の痛みに関する領域)

(別添2：経費の使途可能範囲)

プログラムの補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。本プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう、留意してください。また、申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

シンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業目的と照らして過大とならないよう特に注意してください。

経費の取扱いについては、別に通知する交付要綱、取扱要領等に従って適切に管理してください。

**【物品費】**

①「設備備品費」

プログラムを遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、又は据付等の経費に使用できます。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。設備備品の購入等に際しては、本プログラムの遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

※設備備品費は、原則として補助対象経費の総額の70%を超えないでください。

②「消耗品費」

プログラムを遂行するために直接必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象とはなりません。）、事務用品等が挙げられます。

**【人件費・謝金】**

①「人件費」

プログラムを遂行するために直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、プログラムにおいて実施する英語による授業を担当するために採用した常勤教員の基本給・通勤手当等の諸手当・法定福利費（事業主負担分）、留学生又は外国人教員とのコミュニケーション支援や留学生への就職支援等に必要な専任の事務職員の基本給・通勤手当等の諸手当・法定福利費（事業主負担分）等が挙げられます。

なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

②「謝金」

プログラムを遂行するために直接必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、留学生や日本人学生のTAへの採用、留学生への学習支援のために配置する教育支援員、講演等のために招聘した学識者に対する謝金等が挙げられます。

なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

**【旅費】**

プログラムを遂行するために直接必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。

なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

## 【その他】

### ① 「外注費」

プログラムを遂行するために直接必要な外注※にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則としてプログラムで購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。

※外注費は請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

### ② 「印刷製本費」

プログラムを遂行するために直接必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

### ③ 「会議費」

プログラムを遂行するために直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等を開催する際の飲食に要する経費のうち、社会通念に照らして適切と認められるものに使用できます。例えば、飲料水、お弁当、食事に要した経費（アルコール類は不可）が挙げられます。

### ④ 「通信運搬費」

プログラムを遂行するために直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

### ⑤ 「光熱水料」

プログラムを遂行するために直接必要な電気、ガス及び水道等の経費に使用できます。なお、プログラムに係る使用量が特定できる必要があります。

### ⑥ 「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、プログラムを遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料※<sub>1</sub>、学生・教職員に係る安全管理・危機対応関係費、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、レンタカー代、交通費（旅費規程により『旅費』に計上するものを除く。）※<sub>1、2</sub>、委託費※<sub>3</sub>などに使用できます。

また、他の大学機関等と協力する取組について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、プログラムの遂行に直接関係のない経費（酒類や講演者の慰労会、懇親会等経費、プログラムの遂行中に発生した事故に要する経費（日本人学生の海外派遣、外国人留学生受入等に関する安全管理・危機対応上の経費は除く、災害の処理のための経費等。）には使用することはできません。

外注費、委託費については、プログラムの根幹をなす業務については使用できません。

※1）学生支援のための経費として、交流プログラムの実施に伴う学生の受入・派遣に係る航空券等や電車代等の交通費、ホテルの宿泊費、宿舍借上のための施設・設備使用料に使用することができます。これらの使用に当たっては、大学が契約主体として航空券や宿泊施設等を手配し、これに係る経費を負担した場合に限ります。なお、学生に直接必要な金銭等を給付することはできませんのでご注意ください。なお、これらの学生支援のための経費については、原則として補助対象経費の総額の30%を超えないください。

※2）交通費として、本補助事業を遂行する上で必要となる旅費に該当しない近距離の交通

費や乗車回数券等に使用できません。

- ※3) 本補助事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の50%を超えないでください。